

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 26 日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第 2 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように
に改正する。

別表第1川崎市市制100周年記念表彰選考委員会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。